

昨今、多くの個人情報流出が問題となっています。今回、あらためて「個人情報」とは、また、個人情報を取り扱う事業者とは、について確認していきます。

個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)の義務対象となる「個人情報」とは「生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの」であり、プライバシーとは異なります。法の義務の対象となる個人情報は、主として「検索することが出来るように体系的に構成」された個人情報(法律上「個人データ」と呼ばれる情報)です。

個人情報保護法の義務の対象となる「個人情報取扱事業者」とは5,000人分を超える個人情報を事業活動に利用する事業者のことで、その為、一般私人や小規模事業者は対象外です。また、報道機関が報道活動をする場合、政治団体が政治活動をする場合等については、個人情報取扱事業者の負う義務の適用除外になります。個人情報であれば何でも「保護」という誤解から、法の定め以上に個人情報の提供を控えてしまういわゆる過剰反応が一部に見られることがあります。

例えば、「学校」における緊急連絡網等の作成・配布について、個人情報の適正な取得や利用目的の通知等のルールを守れば、本人の同意なく各種名簿を作成するのは可能です。ただし配布等は本人の同意が必要です。なお、公立学校の場合には、各自治体の定める「個人情報保護条例」が適用されます。

その他、ご不明な点は消費者生活センターにご相談ください。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

問合せ：教育文化振興課 ☎ 991-1873/ 企画財政課 ☎ 991-1815

今月は「松伏町小・中学校人権作文集―第21集―」の作品の中から、小学校3年生の作品を紹介します。

人権それは愛

あい手の気持ち

わたしは、今A学校に通っています。A学校では、一、二年生の時下校はんがあります。

下校する時、わたしはBさんにきずつく言葉を言ってしまいました。Bさんもわたしに言いかえしてきました。そして、わたしとBさんはけんかになってしまいました。Cさんが来て、けんかを止めてくれました。その時は直りましたが、Cさんがいなくなると、また、けんかになってしまいました。

そしてつぎの日から、わたしとBさんは、しゃべらなくなりました。わたしとBさんは、すごくなかよしかったので、一人友だちをなくしたような気持ちでした。だからBさんに「きのうはごめんね。」と言いたくなりました。でも、その日、Bさんは休みでした。

つぎの日、BさんとCさんが歩いてきました。わたしはBさんをよび止めました。Bさんがわたしの所に来てくれました。CさんもBさんといっしょにやってきました。わたしが、「この前はごめんね。」と言ったら「こちらこそごめん。」と言ってくれました。その時、わたしは、また一人友だちがふえたような気がしました。

それからはいつもBさんと朝マラソンをしたり、休み時間にあそんだりしています。もちろんCさんもいっしょにあそんでいます。

Cさんはとてもやさしい人で、いつもさそってくれたり、ルールを教えたりしてくれます。

Bさんは、一生けんめいでまげずぎらいなところがいいと思います。

そんなやさしい人がいっぱいいるので、このA学校はいつもしあわせであふれているのです。だから、わたしはこれからもずっと友だちを大じにしたいと思います。もちろん先生も大じにしたいです。

きずつく言葉は、もうぜったい言わないようにします。もしきずつく言葉を言われても、やさしい言葉を言えるようなおねえさんになりたいです。

この人権作文は、児童・生徒のみなさんに、人権や差別について考えていただき、他人の心の痛みがわかる、差別のない・許さない・見のがさない人になってほしいと願って作成されています。